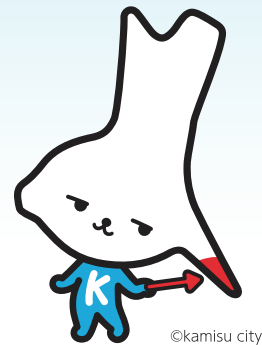
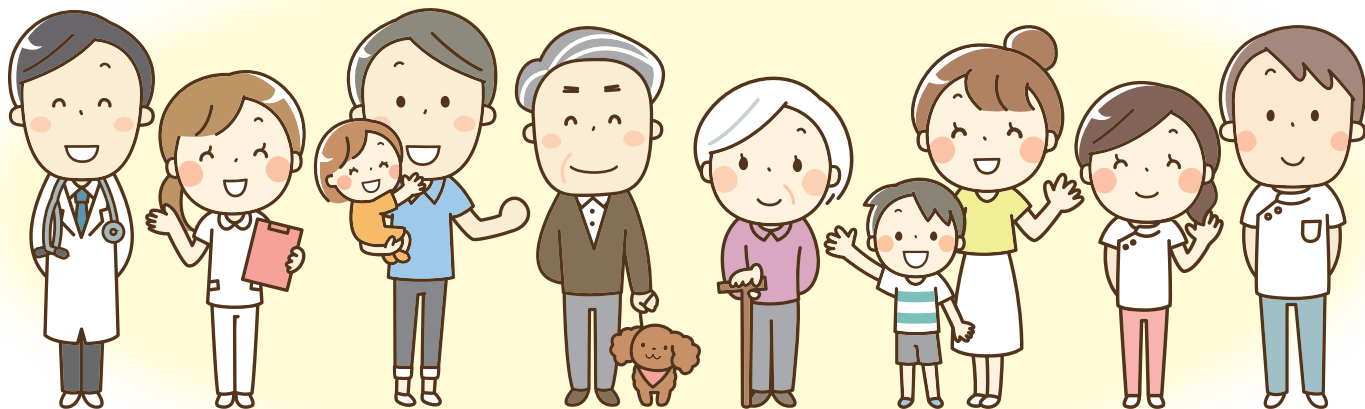


神栖市 高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画



概要版



令和6年3月
神栖市

1 基本理念

基本理念

高齢者がいきいきと暮らせる地域とともに創るまち

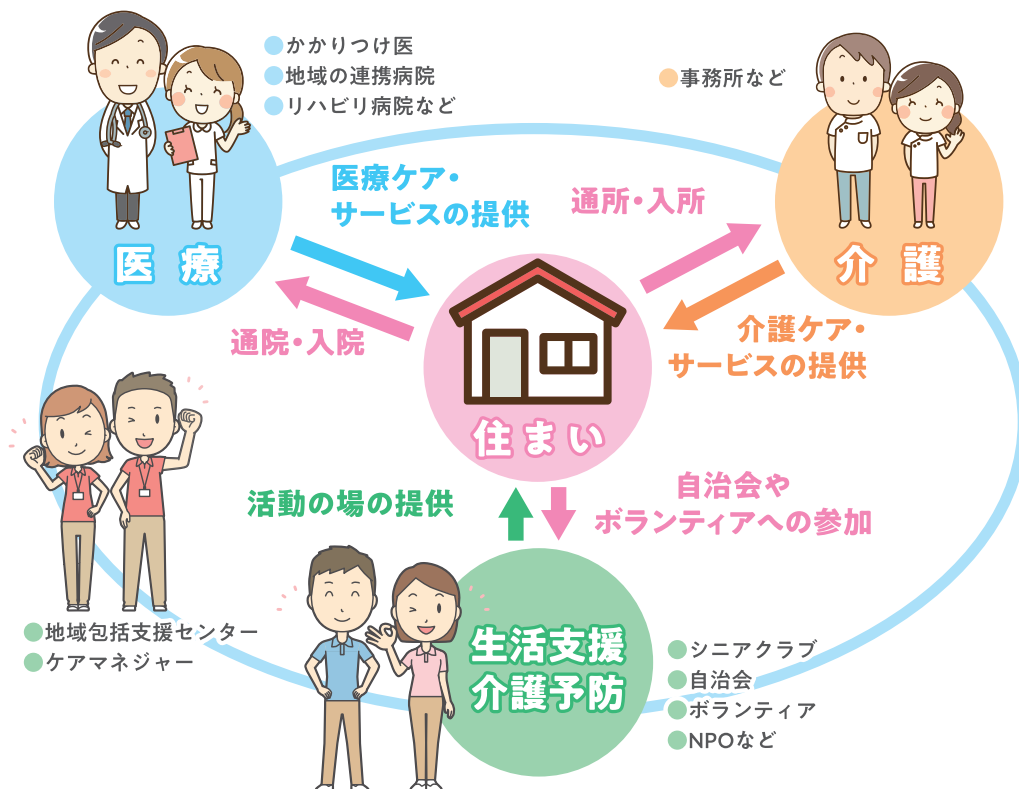
2 計画策定の背景

本市では、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向である一方、高齢者人口(65歳以上)は令和5年9月末現在23,024人(住民基本台帳人口)で増加傾向にあり、高齢化率は24.4%と全国平均や茨城県平均は下回るものの、上昇傾向となっています。

また、「神栖市人口ビジョン」に基づく推計によると、本市の高齢者人口(65歳以上)は今後も増加傾向で、令和22年には27,000人台まで増加し、高齢化率は29%を超えることが見込まれています。

このような超高齢社会に対応するために、本市は、市民一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる『地域共生社会』の実現に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進させていくことに加え、介護保険制度の計画的かつ円滑な運営を図ることを目標に、新たな計画である「神栖市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定します。

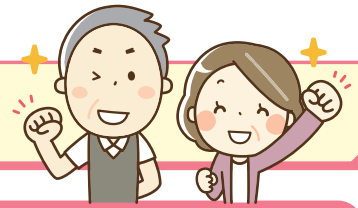
【地域包括ケアシステムのイメージ】



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年の計画です。また、令和22年(2040年)などの中長期を見据えて、市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置づけます。

4 基本目標



基本目標1 健康と生きがいづくりによる介護予防の推進をめざして

高齢者が人生100年時代を元気にいきいきと暮らすことができるよう、介護予防のための通いの場を充実し、生活習慣病予防及び重症化予防、フレイル予防につなげていきます。

また、高齢者の孤独感を解消するための集いの場の提供や各種講座の開催、シニアクラブ等の活動への支援を通じて、社会参加の促進に努めます。

さらに、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進するため、シルバー人材センターの周知に努めます。

予 防

基本目標2 安全・安心な暮らしの確保をめざして

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目標に、家事や外出時の移動、食事、買物など、暮らしの様々な場面で生活を支える住民主体のサービスの創出・充実を進めます。

また、住み慣れた地域で生活の場を確保できるよう、多様な住まいの確保に努めるほか、独居世帯をはじめ、身寄りがなく、居住に課題を抱える高齢者等に対して、住まいの確保や住まいと生活支援の一体的な提供ができるよう整備等に努めます。

さらに、虐待の防止や犯罪被害から高齢者を守るための体制強化を進めるとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業の利用促進に努めます。

そして、大規模な自然災害や感染症など、緊急・非常時の際に支援が必要な高齢者を把握し、適切な対応が迅速にできるよう、市と介護施設・事業所等が連携し十分な備えに努めます。

住まい・
生活支援

基本目標3 地域における包括的な支援体制の強化をめざして

高齢者のニーズや状態に応じた切れ目ないサービス提供とともに、複雑化・複合化している支援ニーズに対応するため、地域包括支援センターを中心に、地域における総合的な相談支援体制と円滑なサービス提供体制の整備に努めます。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮等の分野を超えた関係機関による情報共有・連携を進めます。

さらに、在宅医療・介護連携を推進し、医療と介護の両方を必要とする方に対する円滑な支援に努めるほか、在宅療養やアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及啓発に関する取組を推進します。

そして、認知症の人の尊厳を保持し、認知症に対する理解を広げるための総合的な施策を推進するとともに、認知症高齢者本人や家族に対して日常的・継続的な支援を提供する伴走型支援の実施(ヤングケアラー支援を含む)を図ります。

医療等

基本目標4 介護保険サービスの充実をめざして

介護の必要な高齢者を持続的に支えるため、需要に応じた在宅サービス・居住系サービス・施設サービスの基盤確保に努めるほか、重度の方とその家族の在宅での生活を支える基盤の充実に努めます。

また、介護人材の確保や介護現場の生産性向上を支援するとともに、介護給付等を適正化するための取組を継続し、サービスの質の確保による介護保険制度の円滑な運営を図ります。

介 護

5 施策の体系図

基本理念

基本目標

施策・事業の展開

高齢者がいきいきと暮らせる地域をともに創るまち

1

健康と生きがいがづくり
による介護予防の推進
をめざして
予 防

I. 高齢者全般・これから高齢期を迎える
世代を対象とした施策

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 生きがいや居場所づくりの推進
- (3) 介護予防の推進

2

安全・安心な暮らしの
確保をめざして
住まい・生活支援

- (1) とともに支え合う体制づくりの推進
- (2) 生活支援の充実
- (3) 権利擁護体制の推進
- (4) 安全・安心な生活基盤の整備

3

地域における包括的な
支援体制の強化をめざして
医療等

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症対策の推進

4

介護保険サービスの
充実をめざして
介 護

II. 要支援者等を対象とした施策

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (2) 居宅サービス（介護予防給付）
- (3) 地域密着型介護予防サービス（介護予防給付）

III. 要介護者等を対象とした施策

- (4) 居宅サービス（介護給付）
- (5) 地域密着型サービス（介護給付）
- (6) 施設サービス（介護給付）
- (7) 市が行う介護サービス



6 施策の展開

基本目標1 健康と生きがいづくりによる介護予防の推進をめざして

(1) 健康づくりの推進

- ① 特定健診・特定保健指導
- ② 後期高齢者の健康診査
- ③ 健康教育
- ④ 健康相談
- ⑤ 健康診査
- ⑥ 訪問指導
- ⑦ 地区組織活動
- ⑧ 予防接種

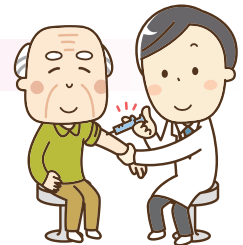
予 防

(2) 生きがいや居場所づくりの推進

- ① シルバーリハビリ体操教室
- ② 3級シルバーリハビリ体操指導士の養成
- ③ 地域支援サポーターの育成
- ④ 高齢者の居場所づくり事業
- ⑤ 高齢者生きがい講座
- ⑥ 生涯大学
- ⑦ シニアクラブの育成
- ⑧ シニアクラブ連合会の育成
- ⑨ 生涯スポーツの普及
- ⑩ 敬老事業
- ⑪ 敬老祝金支給事業
- ⑫ 高齢者ふれあいセンター「むつみ荘」
- ⑬ わくわくサロン立ち上げ支援
- ⑭ ボランティアセンターの充実
- ⑮ 高齢者就業機会確保事業

(3) 介護予防の推進

- ① 介護予防教育
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 介護予防継続教室
- ④ 水中ウォーキング教室
- ⑤ 健康体操教室
- ⑥ スポットリハビリ事業
- ⑦ 介護予防把握事業
- ⑧ フレイル予防教室事業
- ⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施



基本目標2 安全・安心な暮らしの確保をめざして

(1) ともに支え合う体制づくりの推進

- ① 生活支援体制整備事業
- ② 住民・ボランティア団体の活動支援(地域支援サポーターポイント制度)
- ③ 家族介護教室
- ④ 家族介護者交流会
- ⑤ 家族介護者慰労事業
- ⑥ 生活管理指導短期宿泊事業

住まい・
生活支援

(2) 生活支援の充実

- ① 軽度生活援助事業
- ② 配食サービス事業
- ③ 訪問理美容サービス事業
- ④ 介護用品支給事業
- ⑤ 福祉タクシー事業
- ⑥ 路線バス福祉バス交付事業
- ⑦ デマンドタクシー
- ⑧ 高齢者介護予防住宅改修支援事業
- ⑨ 養護老人ホーム
- ⑩ 高齢者向け住宅の整備
- ⑪ 住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」の運営

(3) 権利擁護体制の推進

- ① 成年後見制度の利用支援
- ② 権利擁護講演会の開催
- ③ 高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催
- ④ 高齢者虐待に関する広報・啓発や権利侵害の防止
- ⑤ 日常生活自立支援事業
- ⑥ 福祉後見サポートセンターかみすの運営

(4) 安全・安心な生活基盤の整備

- ① 高齢者等災害時の安全確保
- ② 災害・感染症対策の推進
- ③ ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業
- ④ ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業
- ⑤ 高齢者の交通安全



基本目標3 地域における包括的な支援体制の強化をめざして

(1) 地域包括支援センターの機能強化

- ①地域包括支援センターの運営
- ②総合相談事業の充実
- ③身近な相談所の設置
- ④地域ケア会議の開催
- ⑤重層的支援体制整備事業の実施検討

(2) 在宅医療・介護連携の推進

- ①保健、福祉、医療の連携強化
- ②在宅医療・介護連携推進事業

(3) 認知症対策の推進

- ①認知症相談の充実
- ②認知症初期集中支援チーム
- ③認知症理解のための講座等の開催
- ④認知症カフェ
- ⑤認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業
- ⑥認知症高齢者家族やすらぎ支援事業
- ⑦認知症サポーター養成事業
- ⑧徘徊探知機貸出事業
- ⑨認知症高齢者等保護情報共有事業

医療等



基本目標4 介護保険サービスの充実をめざして

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①訪問型サービス
- ②通所型サービス
- ③その他の生活支援サービス
- ④介護予防ケアマネジメント

(2) 居宅サービス(介護予防給付)

- ①介護予防訪問入浴介護
- ②介護予防訪問看護
- ③介護予防訪問リハビリテーション
- ④介護予防居宅療養管理指導
- ⑤介護予防通所リハビリテーション
- ⑥介護予防短期入所生活介護
- ⑦介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- ⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)
- ⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院)
- ⑩介護予防福祉用具貸与
- ⑪特定介護予防福祉用具購入費
- ⑫介護予防住宅改修
- ⑬介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑭介護予防支援

(3) 地域密着型介護予防サービス(介護予防給付)

- ①介護予防認知症対応型通所介護
- ②介護予防小規模多機能型居宅介護
- ③介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 居宅サービス(介護給付)

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導
- ⑥通所介護
- ⑦通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護
- ⑨短期入所療養介護(介護老人保健施設)
- ⑩短期入所療養介護(病院等)
- ⑪短期入所療養介護(介護医療院)
- ⑫福祉用具貸与
- ⑬特定福祉用具購入費
- ⑭住宅改修
- ⑮特定施設入居者生活介護
- ⑯居宅介護支援

(5) 地域密着型サービス(介護給付)

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ②夜間対応型訪問介護
- ③地域密着型通所介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤小規模多機能型居宅介護
- ⑥認知症対応型共同生活介護
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護

(6) 施設サービス(介護給付)

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設(令和5年度末で廃止)
- ④介護医療院

(7) 市が行う介護サービス

- ①在宅復帰支援サービス費の助成
- ②在宅介護支援訪問介護サービス費の助成
- ③在宅介護支援福祉用具購入費の助成
- ④短期入所支援事業



7 保険料について



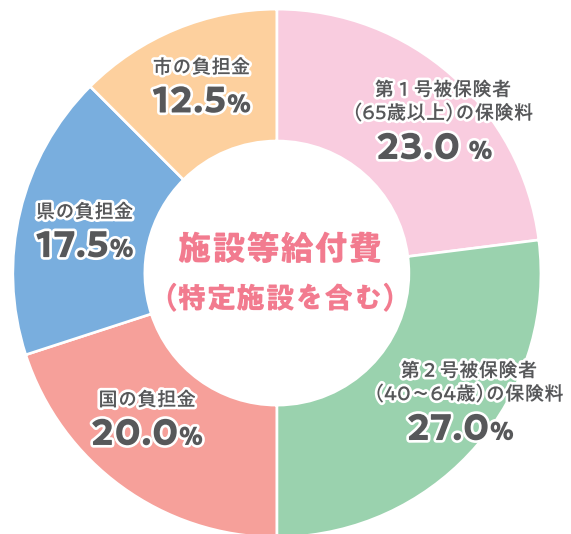
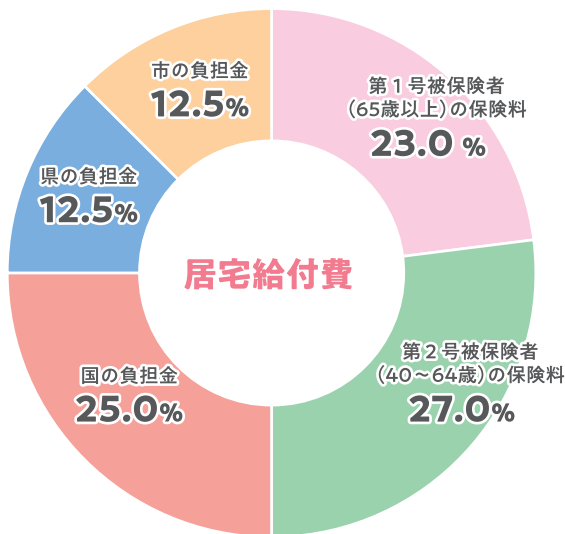
(1) 介護保険料の考え方

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と、65歳以上の第1号被保険者及び40～64歳の第2号被保険者が負担する介護保険料によって賄われています。

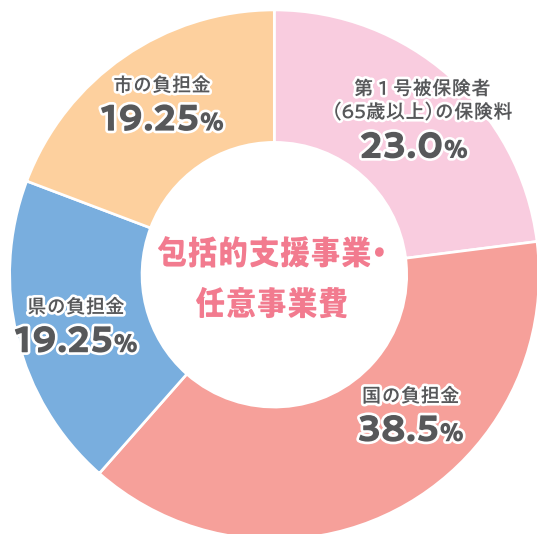
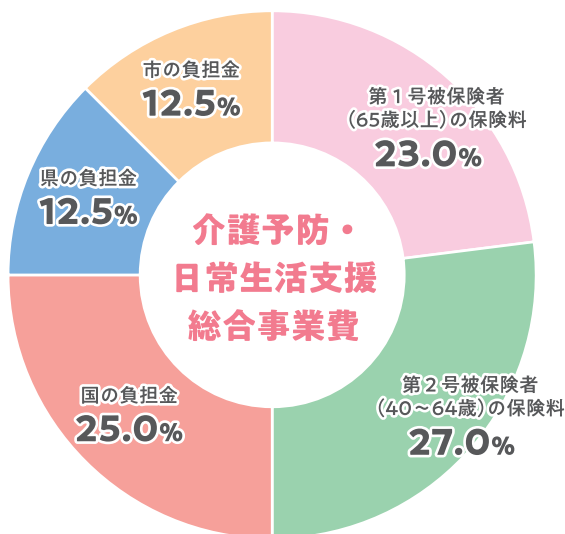
財源内訳については、本計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%になります(第8期と同じ負担割合)。

なお、第1号被保険者の介護保険料は3年間を通じて収入と支出の均衡が図られるよう設定されます。

【標準給付費の財源内訳】

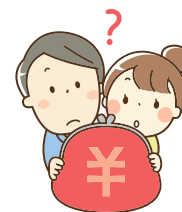


【地域支援事業費の財源内訳】



※後期高齢者数の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

(2) 第1号被保険者の保険料



第9期計画における第1号被保険者に対する保険料は、国の標準段階の13段階の設定とし、月額保険料の基準額は5,400円です。

保険料区分	対象となる方	保険料率	年額	月額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ● 生活保護法の被保護者 ● 市民税非課税世帯に属し、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方 	基準額 ×0.285 (0.455)	18,460円 (29,480円)	1,538円 (2,456円)	
第2段階	市民税非課税世帯	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.485 (0.685)	31,420円 (44,380円)	2,618円 (3,698円)
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.685 (0.69)	44,380円 (44,710円)	3,698円 (3,725円)
第4段階	市民税課税世帯で 本人が市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	58,320円	4,860円
基準額 第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額	64,800円	5,400円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	77,760円	6,480円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	84,240円	7,020円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	97,200円	8,100円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	110,160円	9,180円
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	123,120円	10,260円
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	136,080円	11,340円
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	149,040円	12,420円
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	155,520円	12,960円

※第1～5段階における合計所得金額は、年金収入に係る所得を除きます。

※第1～3段階は負担を抑えるために公費が投入され保険料が軽減されています(保険料率・年額・月額の括弧内は公費投入前)。

※実際の月額保険料は、端数処理の関係上、異なる場合があります。



神栖市 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

神栖市 福祉部長寿介護課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746-1(保健・福祉会館内)

電話: 0299-91-1700 / FAX: 0299-93-2399



©kamisu city